

労災補償と石綿救済法の補償の比較

		労災補償	石綿救済法		
			救済給付		特別遺族給付金 (労災時効救済)
			申請時生存	申請時死亡	
給付内容	①医療費	全額補償	健保自己負担分支給	なし	なし
	②休業補償	平均賃金の80%	一律・月103,870円の療養手当	なし	なし
	①②の適用期間等	<ul style="list-style-type: none"> 療養開始時に遡って適用（ただし2年間で時効） 「治癒」まで支給 症状固定の場合は残存障害等級に応じて障害補償一時金・年金 	<ul style="list-style-type: none"> 療養開始時に遡って適用（最長3年） 5年ごとに更新手続き。治れば打ち切り。 障害補償なし 	-	-
	③葬祭料	平均賃金の30日分+31.5万円、または60日分	199,000円の一時金		なし
	④遺族一時金	一律300万円の一時金（+年金の支給対象とならない遺族には平均賃金の1,000日分の一時金）	救済給付調整金（生存中に給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額（280万円）に満たない場合に、その差額を支給）	特別遺族弔慰金 280万円	年金の支給対象とならない遺族に特別遺族一時金 1,200万円
⑤遺族年金	遺族一人で平均賃金の153日分（55歳以上妻175日分）、2人201日分、3人223日分、4人以上245日分	なし	なし	遺族1人240万円～4人以上330万円の特別遺族年金	
消滅時効・請求期限等	①②③=2年以内 ④⑤=5年以内	2年以内	<ul style="list-style-type: none"> ～H18.3.26死亡 =H34.3.27 ～H20.11.30死亡 =H35.12.1 H20.12.1～死亡=死亡後15年以内 	H34.3.27	